

左図の結果をあてはめてみましょう。

国民健康保険

介護保険料は、国民健康保険料の中で賦課されています。

保険料額は、個人の収入などにより差がありますので、詳しくは、住民課国民健康保険担当までお問い合わせください。

社会保険

介護保険料は、加入している医療保険とあわせて給与などから天引きされます。

保険料額は、給与に比例して決まるため、負担する比率は一律でも実際に天引きされる額は人によって異なります。

所得段階

対象となる方

保険料額（年額）

第1段階

本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金または生活保護の受給者

**基準額×0.5
=22,429円**

第2段階

本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方

**基準額×0.5
=22,429円**

第3段階

本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階対象者以外の方

**基準額×0.75
=33,643円**

第4段階

本人が住民税非課税者
(世帯内に課税者がいる)

基準額

**基準額
=44,857円**

第5段階

本人が住民税課税で合計所得金額が
200万円未満の方

**基準額×1.25
=56,072円**

第6段階

本人が住民税課税で合計所得金額が
200万円以上の方

**基準額×1.5
=67,286円**

☞介護保険料の納め方、納期などについては、広報ゆがわら6月号（後編）でおしらせします。

**介護保険制度は、みなさん一人一人が支えます。
介護保険料は、納付期限までに必ず納めましょう!**

【問合せ】介護課介護保険担当 内線341・342